

第71回 定時株主総会 招 集 ご 通 知

日時

2021年3月26日（金曜日）

午前10時（受付開始 午前9時）

場所

東京都港区芝浦一丁目1番1号

浜松町ビルディング 14階

当社会議室

目次

第71回定時株主総会招集ご通知 1

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件 5

第2号議案 取締役1名選任の件 6

第3号議案 監査役2名選任の件 7

（提供書面）

事業報告 9

連結計算書類等 26

計算書類等 32

証券コード 2325
2021年3月9日

株 主 各 位

東京都港区芝浦一丁目1番1号
株 式 会 社 N J S
代表取締役社長 村 上 雅 亮

第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主様の安全確保及び新型コロナウイルス感染拡大防止のため、可能な限り書面又はインターネットによる議決権の事前行使をいただきますようお願い申し上げます。書面又はインターネットにより議決権を行使いただける場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、3ページから4ページのご案内に従って、2021年3月25日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年3月26日（金曜日）午前10時
（当日の受付開始時刻は午前9時を予定しております。）
2. 場 所 東京都港区芝浦一丁目1番1号
浜松町ビルディング 14階 当社会議室
3. 目的事項
報告事項 1. 第71期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第71期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役1名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件

以 上

- 〇当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 〇招集通知に添付すべき書類のうち次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、添付書類には記載しておりません。
- ①連結計算書類の「連結注記表」
 - ②計算書類の「個別注記表」
- 〇株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト	https://www.njs.co.jp
----------	---

議決権行使方法に関するご案内

■ 株主総会にご出席いただく場合



開催日時 2021年3月26日（金曜日）午前10時00分（受付開始 午前9時00分）

議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。（ご捺印は不要です。）
なお、株主でない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけません（お身体の不自由な株主様の同伴の方を除きます。）ので、ご注意ください。

■ 書面による議決権行使



行使期限 2021年3月25日（木曜日）午後5時30分到着分まで

各議案の賛否を議決権行使書用紙にご記入のうえ、
切手を貼らずにご投函ください。

■ インターネットによる議決権行使



行使期限 2021年3月25日（木曜日）午後5時30分送信分まで

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/> にアクセスし、画面の案内に従い、各議案の賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使のご案内については次頁をご参照ください。

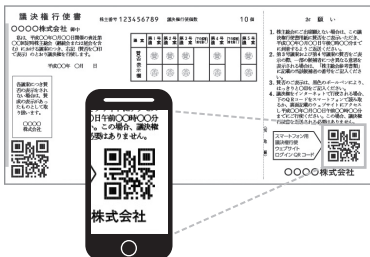
- (1) 行使期限は2021年3月25日（木曜日）午後5時30分までとなっており、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (3) パスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (4) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

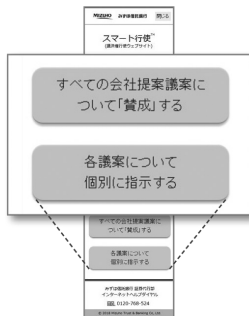
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

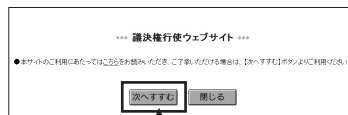
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

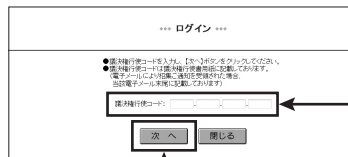
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

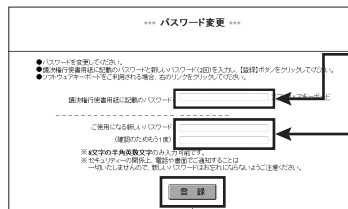
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 平日午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

第71期の期末配当につきましては、株主様に対して業績に対応した配当を継続的に行い、長期的に安定した利益還元を行う当社の基本方針に基づき、次のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金30円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は286,910,280円となります。
これにより、中間配当を含めた通期の配当金は、1株につき金55円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年3月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役1名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、取締役1名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
藤川 賢 吾 (1968年4月4日生) 新任	1993年4月 当社入社 2005年4月 (株)NJSコンサルタント出向 2007年12月 同社転籍 2017年3月 同社技術一部部長 2017年12月 同社代表取締役社長 2020年11月 当社執行役員グローバル本部長（現任）	800株
【取締役候補者とした理由】 藤川賢吾氏は、(株)NJSコンサルタント代表取締役社長として当社グループの海外事業の経営実績があり、現在は当社のグローバル本部長として強力なリーダーシップにより海外事業を牽引しております。これらの実績と経営やリスク管理に関する豊富な経験と知識を有していることから、この度取締役候補者といたしました。		

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用を補償することとしております。藤川賢吾氏は、既に当該保険契約の被保険者であります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役 豊口直樹氏及び鈴木宏一氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 数
1	すず き ひろ かず 鈴木 宏 一 (1965年3月4日生) 再任 社外	1987年4月 日本ヒューム管(株) (現日本ヒューム(株)) 入社 2010年4月 日本ヒューム(株)総務部長 2011年4月 同社総務部長兼不動産・環境関連事業部長 2014年6月 (株)環境改善計画代表取締役社長 2015年6月 日本ヒューム(株)執行役員総務部長兼不動産・環境関連事業部長 2016年6月 同社常勤監査役 2019年6月 同社取締役経理部長 (現任) 2019年6月 (株)ヒュームズ代表取締役社長 (現任) 2020年3月 当社監査役 (現任) 【重要な兼職の状況】 日本ヒューム(株)取締役経理部長 (株)ヒュームズ代表取締役社長	—
	【社外監査役候補者とした理由】 鈴木宏一氏は、上場企業において総務、経理、監査等の業務経験を有し、コーポレート・ガバナンスの向上に貢献されています。その実績、能力とともに人格、見識とも優れていることから社外監査役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	渡邊貴信 (1970年3月14日生) 新任 社外	1992年4月 日本ヒューム管(株) (現日本ヒューム(株)) 入社 2014年6月 東邦ヒューム管(株)代表取締役社長 2018年1月 日本ヒューム(株)セグメント部長 (現任) 2019年4月 同社営業本部副本部長 (現任)	—
【社外監査役候補者とした理由】 渡邊貴信氏は、上場企業に長年の業務執行経験を有し、当社の業務にも精通しております。その実績、能力とともに人格、見識とも優れていることから社外監査役候補者となりました。			

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 鈴木宏一氏及び渡邊貴信氏は、社外監査役候補者であります。
3. 鈴木宏一氏は現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
4. 当社は、鈴木宏一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、渡邊貴信氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用を補償することとしております。鈴木宏一氏は、既に当該保険契約の被保険者であります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しており、渡邊貴信氏の選任が承認された場合、選任後被保険者となる予定であります。

以上

(提供書面)

事業報告

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期の世界経済及び国内経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、人や物の移動や経済活動が制限され、歴史的な後退となりました。ワクチンの普及により感染症の収束と経済の回復が期待されていますが、先行きは不透明な状況です。パンデミックは人々の生活スタイルや価値観に変容をもたらし、社会経済のあり方を変えようとしています。

感染症のさなか、令和2年7月豪雨により熊本県を中心に深刻な被害が発生しました。気候変動に伴う自然災害の多発化と激甚化が進行しており、災害対策の強化とともに温暖化ガスの排出削減が急務となっています。温暖化ガスについては、世界の平均気温の上昇を産業革命前と比べて1.5℃に抑えるためには、2050年までに排出量を実質ゼロにする必要があり、わが国も2050年の脱炭素化を表明しました。

上下水道事業については、パンデミックや気候危機に対して、都市の安全と衛生を支えるインフラとして重要性が高まっています。人口減少、施設老朽化、災害激化、財政逼迫などの課題に対して、健全な機能の維持・強化を図るとともに効率的なマネジメントを確立していく必要があります。さらに脱炭素化の取り組みやデジタルトランスフォーメーションも積極的に推進していく必要があります。

これに対して当社グループは、“水と環境のConsulting & Software” をスローガンに、コンサルティングサービスの拡充とデジタル技術による新事業の創出に注力してきました。代表的なソフトウェアには、総合情報システムSkyScraper®、点検調査ドローンAirSlider®、下水処理シミュレータ BioWin、マンホール情報システム SkyManhole®、IoTセンサーシステム ConnectedCollector®などがあります。

マネジメント分野では、高知県須崎市のコンセッション事業をはじめ多くの包括的民間委託事業、PPP/PFI事業を展開しています。連結子会社の(株)NJS・E&Mでは、コンサルタントのノウハウを生かして幅広いアウトソーシングサービスを提供しています。

業務上の感染防止対策については、マスク、手指消毒、三密回避の徹底とともに、テレワーク、ウェブ会議、ペーパーレス化を促進しています。また、デジタルトランスフォーメーションによる、生産性の向上、環境負荷の削減、仕事と生活の質の向上を推進しています。

この結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、連結受注高は18,827百万円(前連結会計年度比5.6%増)、連結売上高は18,951百万円(同9.3%増)となりました。

利益面では、積極的な技術開発への投資及び生産性向上の取り組みにより、営業利益は2,469百万円(同9.5%増)、経常利益は2,507百万円(同8.5%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は1,703百万円(同1.5%増)となりました。

セグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。

(国内業務)

国内事業については、インフラ再構築に向けた調査・設計、甚大化する災害に対応した防災・減災・復旧業務、上下水道事業の効率化に向けたPPP業務等に取り組んでまいりました。

この結果、受注高は17,290百万円(前連結会計年度比8.7%増)、売上高は15,408百万円(同8.4%増)、営業利益は2,597百万円(同16.5%増)となりました。

(海外業務)

海外事業については、アジア、中東等の新興国における水インフラ整備プロジェクトを推進してきましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、営業損失となりました。

この結果、受注高は1,537百万円(前連結会計年度比20.3%減)、売上高は3,348百万円(同15.0%増)、営業損失は205百万円(前連結会計年度は営業損失75百万円)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中における重要な事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中の重要な資金調達はありません。

(4) 財産及び損益の状況

区 分 \ 年 度	第68期 (自. 2017. 1. 1 至. 2017. 12. 31)	第69期 (自. 2018. 1. 1 至. 2018. 12. 31)	第70期 (自. 2019. 1. 1 至. 2019. 12. 31)	第71期 (自. 2020. 1. 1 至. 2020. 12. 31)
受 注 高 (百万円)	18,240	16,684	17,831	18,827
売 上 高 (百万円)	16,587	18,265	17,341	18,951
経 常 利 益 (百万円)	1,244	2,893	2,311	2,507
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	710	1,927	1,677	1,703
1 株当たり当期純利益 (円)	72.88	197.74	174.88	178.67
総 資 産 (百万円)	21,779	25,235	25,544	25,667
純 資 産 (百万円)	16,597	18,120	19,320	20,157
1 株当たり純資産額 (円)	1,702.70	1,858.94	2,026.16	2,112.60

- (注) 1. 第71期の営業成績の状況につきましては、前記の「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
2. 第70期より株式給付信託 (BBT) を導入しており、株主資本の自己株式として計上されている当該信託が保有する当社株式は、1 株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1 株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

①重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 N J S ・ E & M	100百万円	100%	上下水道事業体の運営管理支援業務、 上下水道会計処理業務・工務窓口業務、 施設管理業務
オリオンプラントサービス株式会社	30百万円	100%	公共施設向け電気設備全般の設計業務
日 本 X 線 検 査 株 式 会 社	11百万円	100%	鋼構造物及びコンクリート構造物の非 破壊検査及び診断調査
株式会社クリンパートナーズ須崎	30百万円	54%	須崎市公共下水道施設等の運営
株式会社北王インフラサイエンス	50百万円	90%	上下水道、農業用排水施設、発送電施 設、道路、橋梁、プラント等インフラ の調査点検事業
NJS USA Inc.	507千米ドル	100%	米国における都市開発などのコンサル ティング業務
NJS ENGINEERS INDIA PVT.LTD.	49,600千 インドルピー	100%	インド国における上下水道拡張計画、 水環境改善事業、その他の総合コンサル ティング業務

- (注) 1. 当社は、2020年11月1日付で連結子会社であった株式会社N J S コンサルタンツを吸収合併いたしました。
2. 株式会社北王インフラサイエンスは、2020年2月18日付の設立に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。
3. NJS USA Inc.は、2020年10月1日付でB&E ENGINEERSから社名変更しております。

②事業年度末における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 対処すべき課題

パンデミックと気候危機を踏まえて、環境への取り組みを強化し「環境先進企業」を目指します。引き続き、“水と環境のConsulting & Software” をスローガンに掲げ、コンサルタントの領域を超えた幅広いサービスを提供し、国内外の水と環境に貢献していきます。分野別の課題は次のとおりです。

① コンサルティング

持続可能な社会に向けた、脱炭素化業務、防災・減災業務、水道関連業務を強化します。健康と安全を守るライフサイエンス事業に挑戦します。

② ソフトウェア

上下水道におけるデジタルトランスフォーメーション、コンサルティング、データ構築、運用支援、IoT・AI・ロボティクスを推進します。

③ インспекション

インフラの劣化、損傷、異常を効率的に把握できる技術の開発と普及、予防保全の実現、インспекションサービスに関する新事業の創出を推進します。

④ マネジメント

効率化とサービス向上を目的とした、PPP/PFI、広域化・共同化、アウトソーシング事業を推進します。マネジメントに関する新事業を創出します。

⑤ グローバル

世界の公衆衛生インフラの整備、インフラマネジメントの確立、災害対策事業を推進し、あわせて当社のインフラ管理技術を海外展開します。

⑥ イノベーション

革新的な価値創出を目的として、オープンイノベーション、アライアンス、M&Aを推進します。生産性の向上を目的として、BIM/CIMの普及を図ります。

⑦ 働き方改革

感染症対策の徹底とともに、テレワークやウェブ会議に対応したオフィス環境の整備を図り、多様で創造性・自律性の高いワークスタイルを実現します。

⑧ 人材育成

環境先進企業を明確にした採用活動の強化を図り、多様な人材の確保と育成、国内外をシームレスで対応できる人材の育成を推進します。

(7) 主要な事業内容（2020年12月31日現在）

日本国内及び海外で次の事業を行っております。

- ① 上下水道等のインフラのライフサイクルを通したコンサルティングとソフトウェアの開発・提供
- ② 調査・設計・施工管理・経営コンサルティング
- ③ 防災減災対策、環境計画、環境アセスメント
- ④ 上下水道等の事業運営に関するサポート業務
- ⑤ 住民サービス・財務会計処理・総合施設管理
- ⑥ 企業会計移行・官民連携サービス・経営改善支援
- ⑦ 上下水道等の海外コンサルティング事業
- ⑧ 不動産の賃貸、売買及び管理

(8) 主要な拠点等 (2020年12月31日現在)

当社本社・支店等

本社	東京都港区芝浦一丁目1番1号
支社・事務所	東部支社 (東京都港区) 東京総合事務所 (東京都港区) 札幌事務所 (北海道札幌市) 仙台事務所 (宮城県仙台市) 関東事務所 (埼玉県さいたま市) 千葉事務所 (千葉県千葉市) 横浜事務所 (神奈川県横浜市) 長野事務所 (長野県長野市) 静岡事務所 (静岡県静岡市) 名古屋総合事務所 (愛知県名古屋市) 北陸事務所 (石川県金沢市) その他出張所22箇所 西部支社 (大阪府大阪市) 大阪総合事務所 (大阪府大阪市) 広島事務所 (広島県広島市) 松山事務所 (愛媛県松山市) 九州総合事務所 (福岡県福岡市) その他出張所26箇所
現地機構	マニラ事務所 (フィリピン国) コロンボ事務所 (スリランカ国) チッタゴン事務所 (バングラデシュ国) リマ事務所 (ペルー国) ドバイ事務所 (アラブ首長国連邦) アンマン事務所 (ヨルダン国)

主要な子会社

株式会社N J S ・ E & M	
本社	東京都港区芝浦一丁目1番1号
オリオンプラントサービス株式会社	
本社	東京都台東区蔵前二丁目4番5号
日本X線検査株式会社	
本社	東京都大田区羽田旭町2番19号
株式会社クリンパートナーズ須崎	
本社	高知県須崎市潮田町3番15号
株式会社北王インフラサイエンス	
本社	北海道帯広市東1条南3丁目14番地2
NJS USA Inc.	
本社	米国アルカディア市
NJS ENGINEERS INDIA PVT.LTD.	
本社	インド国プネ市

(9) 従業員の状況 (2020年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
867名	53名増

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
534名	47名増	42.4歳	15.2年

(10) 主要な借入先の状況 (2020年12月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社静岡中央銀行	8,184千円
城南信用金庫	4,040千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2020年11月1日付で連結子会社であった株式会社N J S コンサルタンツを吸収合併いたしました。

2. 会社の株式に関する事項（2020年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 32,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,048,000株（自己株式484,324株を含む）
- (3) 株主数 2,853名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日 本 ヒ ュ ー ム 株 式 会 社	3,420千株	35.8%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行（信 託 口）	721千株	7.5%
CGML PB CLIENT ACCOUNT / COLLATERAL	594千株	6.2%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	364千株	3.8%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	248千株	2.6%
N J S 社 員 持 株 会	191千株	2.0%
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	111千株	1.2%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行（信 託 口 9）	108千株	1.1%
大 迫 英 子	102千株	1.1%
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 株 式 会 社	96千株	1.0%

- （注）1. 当社は自己株式484千株を保有していますが、上記大株主からは除いております。なお、当該自己株式には株式給付信託（BBT）が保有する当社株式30千株は含まれておりません。
2. 持株比率は自己株式（484千株）を控除して計算しております。
3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、2020年7月27日付でJTCホールディングス株式会社及び資産管理サービス信託銀行株式会社と合併し、株式会社日本カストディ銀行に商号変更しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2020年12月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	村 上 雅 亮	
常 務 取 締 役	秋 山 暢 彦	
取 締 役	増 渕 智 之	日本ヒューム㈱専務取締役
取 締 役	谷 戸 善 彦	技師長兼開発本部長
取 締 役	若 林 秀 幸	西部支社長
取 締 役	蒲 谷 靖 彦	管理本部長
取 締 役	土 屋 剛	東部支社長
取 締 役	山 田 雅 雄	名古屋市立大学特任教授
取 締 役	小 幡 康 雄	
常 勤 監 査 役	寺 山 寛	
監 査 役	豊 口 直 樹	
監 査 役	鈴 木 宏 一	日本ヒューム㈱取締役経理部長 (株)ヒュームズ代表取締役社長

- (注) 1. 取締役増渕 智之氏、取締役山田 雅雄氏及び取締役小幡 康雄氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役豊口 直樹氏及び監査役鈴木 宏一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、取締役山田 雅雄氏、取締役小幡 康雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役鈴木 宏一氏は、日本ヒューム㈱の取締役経理部長を務めており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 常務取締役土田 裕一氏、取締役遠藤 裕邦氏、取締役田中 亮氏、取締役吉原 哲二氏及び監査役安田 伸一氏は、2020年3月26日に開催された第70回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
6. 増渕 智之氏は、2020年3月26日に開催された第70回定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任により退任し、同日付で取締役に就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と業務執行取締役等でない取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める金額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	支給人員 名	報酬等の種類別総額			支給総額 百万円
		固定報酬 百万円	業績連動型報酬 百万円	株式報酬 百万円	
取締役 (うち社外取締役)	13 (4)	161 (27)	53 (一)	16 (一)	232 (27)
監査役 (うち社外監査役)	5 (3)	33 (15)	— (一)	— (一)	33 (15)
合計 (うち社外役員)	18 (7)	194 (42)	53 (一)	16 (一)	265 (42)

- (注) 1. 当事業年度末現在の取締役は9名（うち社外取締役3名）であります。上記員数には、2020年3月26日開催の第70回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役4名（うち社外取締役1名）が含まれております。
2. 当事業年度末現在の監査役は3名（うち社外監査役2名）であります。上記員数には、2020年3月26日開催の第70回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した監査役1名及び辞任により退任した社外監査役1名が含まれております。
3. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
なお、当事業年度における取締役に対する使用人分給与の支給はありません。
4. 取締役の報酬限度額は、1997年6月27日開催の臨時株主総会決議において年額270百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
また、上記報酬限度額とは別枠で取締役（社外取締役を除く。）について、2019年3月26日開催の第69回定時株主総会決議において業績連動型株式報酬制度に基づく報酬等の限度額につき、3事業年度を対象として合計1億円以内と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、2003年3月27日開催の第53回定時株主総会決議において年額50百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役増淵 智之氏は日本ヒューム㈱の専務取締役を、監査役鈴木 宏一氏は同社の取締役経理部長及び㈱ヒュームズの代表取締役社長をそれぞれ兼務しております。なお、日本ヒューム㈱は当社の株式を35.8%保有する大株主であり、また、㈱ヒュームズは日本ヒューム㈱の子会社であります。当社と両社との間に重要な取引関係はありません。

取締役山田 雅雄氏は名古屋市立大学特任教授を兼務しております。当社と兼務先との間に重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		活 動 状 況
取締役	増 淵 智 之	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、社外監査役を退任するまでに開催された監査役会4回のうち4回に出席いたしました。取締役会において、豊富な業務執行経験及び幅広い見識から適宜発言を行っております。また、監査役会において、必要な発言を行っております。
取締役	山 田 雅 雄	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席いたしました。取締役会において、豊富な業務執行経験及び幅広い見識から適宜発言を行っております。
取締役	小 幡 康 雄	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席いたしました。取締役会において、豊富な業務執行経験及び幅広い見識から適宜発言を行っております。
監査役	豊 口 直 樹	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、必要な発言を行っております。
監査役	鈴 木 宏 一	社外監査役就任後に開催された取締役会9回のうち9回に出席し、監査役会10回のうち10回に出席いたしました。取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、必要な発言を行っております。

(注) 取締役会の開催回数には書面決議を含んでおりません。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

東陽監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表している「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
2. 当社と会計監査人との契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人東陽監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める金額としております。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び社員等は、法令、定款及び「NJS倫理規程」、「NJS企業倫理行動指針」、「コンプライアンス規程」等の社内規程を順守する。

コンプライアンス室は、コンプライアンスに関する諸施策の立案・実施、教育研修の企画・実施・指導等を行い、内部監査部は、全社のコンプライアンスの順守状況を監査する。

「公益通報者保護規程」に基づき、コンプライアンス室に社内通報窓口を、法律事務所に社外通報窓口を設置し内部統制の補完、強化を図る。

取締役及び社員等の法令・定款等違反行為については、取締役会規程及び賞罰規程等により厳正に処分する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し「文書管理規程」により保存し、取締役又は監査役からの閲覧要請に備える。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「危機管理規程」に基づき、取締役である危機管理責任者が、危機の防止・排除及び不測の事態に対応できる体制を構築する。

内部監査部は、全社的なリスク管理の状況をレビューし、その結果を社長及び監査役に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会規程、役員規程、職制規程及び取締役会で定める取締役分掌業務により、取締役と社員の職務の分掌と権限を定める。

(5) 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は当社を中心とする企業グループの経営を適正、円滑に行うために、グループ経営の基本方針を「NJSビジョン」に定め、以下の管理ルールに基づきグループ企業の情報を共有し、子会社の管理、指導、育成を行う。

子会社は、当社「関係会社管理規程」に基づき会社経営上の重要な事項及び重要な変更について当社に報告する。

各子会社の「公益通報者保護規程」に基づき国内子会社の社外公益通報窓口を当社コンプライアンス室に設置する。さらに、子会社「危機管理規程」に基づき、子会社の取締役及び社員等がリスクに関する情報を入手したときは、迅速に当該子会社の社長に伝達する。伝達を受けた子会社の社長は、その内容を当該子会社監査役及び当社に報告する。当社は、「危機管理規程」に基づき子会社のリスクに関する情報を監査役会に報告する。

子会社は、当社「関係会社管理規程」に基づき同規程の承認事項について、当社取締役会の承認を取得する。

内部監査部は、当社企業集団全体の内部監査を実施する。

(6) 財務報告の適正性を確保するための体制

内部統制の充実、業務の適正化・効率化等を通じて業績向上に寄与するものであり、適正な会計処理に基づく信頼性のある財務報告を行なうことは、当社に対する社会的な信用の維持・向上に資することから、代表取締役社長は、金融商品取引法に定める「財務報告に係る内部統制」について適切な体制を整備・維持し、常に適正な財務報告を行う。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき社員2名以上を、監査役室兼務とし監査業務の補助に当たらせる。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

補助者の人事異動については、監査役会の意見を尊重することとし、監査役から監査業務に必要な命令を受けた補助者は、その命令に関して取締役の指揮命令を受けないものとする。

補助者は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

(9) 監査役への報告に関する体制

取締役及び社員等は、監査役に対して法定事項に加え、当社企業集団に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、「危機管理規程」に基づく危機の発生状況・対策、「公益通報者保護規程」に基づく通報の調査結果を報告するとともに、利益の無償供与に関する資料を提出する。

また、社員等は「コンプライアンス規程」に基づき、同規程に反する事実を知ったときは、直接監査役に通報できることとする。

子会社「危機管理規程」に基づき、子会社の取締役又は社員等がリスクに関する情報を入手したときは、迅速に当該子会社の社長に伝達する。伝達を受けた子会社の社長は、その内容を当該子会社監査役及び当社に報告する。当社は、「危機管理規程」に基づき子会社のリスクに関する情報を監査役会に報告する。

(10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「公益通報者保護規程」に基づき、会社は、通報者が相談又は通報したことを理由として、通報者に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いも行わないこととする。さらに、会社は、通報者が相談又は通報したことを理由として、通報者の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を講じる。また、通報者に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者（通報者の上司、同僚等を含む。）がいた場合には、取締役会規程及び賞罰規程等により厳正に処分する。

(11) 会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が通常の監査によって生ずる費用を請求した場合は、速やかに処理する。監査役は、通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合は、担当役員に事前に通知するものとする。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、いつでも取締役及び社員等に対し事業の報告を求め、業務及び財産の状況を調査できる。内部監査及び監査法人による部所、子会社往査には必ず参加要請を行う。

また、監査役と代表取締役社長、関係取締役及び監査法人との意見交換会は、定期的開催する。

(13) 反社会的勢力への対応に関する事項

「反社会的勢力対応規程」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これらの反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役の職務執行

当事業年度において取締役会を12回開催し、法令や定款に定められた事項や経営方針、経営計画の策定等の経営に関する重要事項に関する審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

(2) 監査役の職務執行

当事業年度において監査役会を14回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、取締役会及び経営会議等の重要な会議への出席や稟議書等の重要書類の閲覧、代表取締役、関係取締役及び会計監査人との定期的な意見交換会の開催のほか、事業所や子会社に対して監査役監査を実施することにより、取締役の職務執行、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

(3) 子会社における業務の適正の確保

「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営上及び業務上の重要事項については、当社の取締役会で承認しております。また、報告事項については、定期的に報告を受けております。

内部監査部は、子会社の監査を実施し、適切に指示及び指導等を行いました。

(4) コンプライアンス

管理職を対象としたコンプライアンス研修会や全社員を対象としたコンプライアンス勉強会の開催等により、法令や社内規程等を順守するための取り組みを行いました。

当社コンプライアンス室にホットライン（通報窓口）を設置し、当社及び子会社の社員等が情報提供・相談できる体制を構築しています。また、ホットライン利用者（通報者）が、不利益を被らないよう厳格な措置を講じることで、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	
流 動 資 産	20,172,430	流 動 負 債	4,142,446
現 金 及 び 預 金	14,343,181	業 務 未 払 金	630,051
受取手形及び完成業務未収入金	1,341,156	1年内返済予定の長期借入金	7,932
有 価 証 券	100,000	リ ー ス 債 務	5,281
未 成 業 務 支 出 金	4,051,849	未 払 法 人 税 等	403,715
貯 蔵 品	21,643	未 成 業 務 受 入 金	930,077
そ の 他	357,266	賞 与 当 金	498,770
貸 倒 引 当 金	△42,667	受 注 損 失 引 当 金	67,126
固 定 資 産	5,494,667	損 害 補 償 損 失 引 当 金	64,435
有 形 固 定 資 産	2,198,952	そ の 他	1,535,057
建 物 及 び 構 築 物	939,680	固 定 負 債	1,366,835
機 械 装 置	16,189	長 期 未 払 金	41,289
車 両 運 搬 具	4,152	長 期 借 入 金	4,292
工 具、器 具 及 び 備 品	101,931	長 期 リ ー ス 債 務	5,562
土 地	1,136,998	繰 延 税 金 負 債	5,865
無 形 固 定 資 産	304,094	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	22,583
ソ フ ト ウ ェ ア	285,634	役 員 株 式 給 付 引 当 金	21,837
電 話 加 入 権	18,366	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,089,975
そ の 他	93	資 産 除 去 債 務	107,599
投 資 そ の 他 の 資 産	2,991,620	そ の 他	67,830
投 資 有 価 証 券	1,378,874	負 債 合 計	5,509,281
長 期 預 金	162,669	純 資 産 の 部	
繰 延 税 金 資 産	768,082	株 主 資 本	19,719,583
そ の 他	855,016	資 本 金	520,000
貸 倒 引 当 金	△173,022	資 本 剰 余 金	300,120
資 産 合 計	25,667,098	利 益 剰 余 金	19,706,015
		自 己 株 式	△806,551
		その他の包括利益累計額	419,613
		その他の有価証券評価差額金	512,576
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△76,984
		退職給付に係る調整累計額	△15,979
		非 支 配 株 主 持 分	18,619
		純 資 産 合 計	20,157,816
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	25,667,098

(注) 金額単位は千円未満を切り捨てて記載しております。

連結損益計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目					金 額	
売上高	売上原価					18,951,988
売上総利益						11,551,829
販売費及び一般管理費						7,400,158
営業利益						4,930,202
営業外収益						2,469,955
受取利息				12,402		
受取当金				23,305		
受取保険金				10,544		
その他の収益				22,415		68,668
営業外費用						
為替差損				31,226		
支払利息				182		
その他の損失				97		31,505
経常利益						2,507,117
特別利益						
固定資産売却益				334		
損害補償損失引当金戻入額				18,126		18,461
特別損失						
固定資産除売却損				1,850		
損害補償損失引当金繰入額				64,435		66,285
税金等調整前当期純利益						2,459,293
法人税、住民税及び事業税				729,113		
法人税等調整額				27,305		756,418
当期純利益						1,702,874
非支配株主に帰属する当期純損失						△180
親会社株主に帰属する当期純利益						1,703,054

(注) 金額単位は千円未満を切り捨てて記載しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
2020年1月1日残高	520,000	300,120	18,490,346	△459,142	18,851,324
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△487,385		△487,385
親会社株主に帰属する当期純利益			1,703,054		1,703,054
自 己 株 式 の 取 得				△354,278	△354,278
株式給付信託による自己株式の処分				6,869	6,869
連結子会社の増加による 非支配株主持分の増減					—
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	1,215,669	△347,409	868,259
2020年12月31日残高	520,000	300,120	19,706,015	△806,551	19,719,583

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
2020年1月1日残高	539,953	△51,874	△32,317	455,761	13,800	19,320,885
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△487,385
親会社株主に帰属する当期純利益						1,703,054
自 己 株 式 の 取 得						△354,278
株式給付信託による自己株式の処分						6,869
連結子会社の増加による 非支配株主持分の増減					5,000	5,000
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	△27,376	△25,110	16,338	△36,148	△180	△36,328
連結会計年度中の変動額合計	△27,376	△25,110	16,338	△36,148	4,819	836,931
2020年12月31日残高	512,576	△76,984	△15,979	419,613	18,619	20,157,816

(注) 金額単位は千円未満を切り捨てて記載しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月19日

株式会社N J S
取締役会 御中

東陽監査法人

東京都事務所

指 定 社 員 公認会計士 浅 山 英 夫 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 安 達 博 之 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社N J Sの2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社N J S及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

2021年2月24日

株式会社N J S 監査役会

常勤監査役	寺 山	寛	㊞
社外監査役	豊 口	直 樹	㊞
社外監査役	鈴 木	宏 一	㊞

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関して、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
- 会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	19,025,801	流 動 負 債	3,855,996
現金及び預金	13,725,315	業務未払債	716,332
完成業務未収入金	887,884	未払債	4,404
有価証券	100,000	未払費用	618,366
未成業務支出金	3,885,465	未払法人税等	93,634
貯蔵品	21,643	未払消費税等	383,560
前渡金	11,633	未成業務収入金	366,687
前払費用	67,258	預り収入金	821,716
関係会社短期貸付金	14,869	受取当金	222,852
その他の金	311,730	与引当金	10,123
固 定 資 産	5,827,627	注損引当金	473,806
有 形 固 定 資 産	2,097,019	損害補償引当金	67,126
建物	933,417	固定負債	64,435
構築物	0	長期未払債	12,951
機械装置	5,771	長期リース債	41,289
工具、器具及び備品	80,595	退職給付引当金	2,640
土地	1,077,235	役員株式給付引当金	1,066,944
無 形 固 定 資 産	294,329	資産除去債	21,837
ソフトウェア	277,238	長期預り保証	88,324
電話加入権	16,998	負債合計	67,830
その他の金	93	負 債 純 資 産 の 部	5,144,863
投 資 そ の 他 の 資 産	3,436,278	株 主 資 本	19,196,819
投資有価証券	548,414	資本	520,000
関係会社株式	1,437,363	資本剰余金	300,120
関係会社長期貸付金	210,809	利益剰余金	300,120
長期前払費用	6,901	利益剰余金	19,183,251
繰延税金資産	729,485	利益剰余金	38,500
敷金及び保証金	439,995	その他利益剰余金	19,144,751
その他の金	276,331	別途積立金	13,170,000
貸倒引当金	△213,022	繰越利益剰余金	5,974,751
資 産 合 計	24,853,429	自己株式	△806,551
		評価・換算差額等	511,746
		その他有価証券評価差額金	511,746
		純 資 産 合 計	19,708,565
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	24,853,429

(注) 金額単位は千円未満を切り捨てて記載しております。

損 益 計 算 書

(2020年 1 月 1 日から
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		14,683,760
売上原価		8,227,275
売上総利益		6,456,485
販売費及び一般管理費		4,182,836
営業利益		2,273,648
営業外収益		
受取利息	17,859	
受取配当金	22,853	
受取保険金	10,544	
その他の	16,696	67,953
営業外費用		
為替差損	14,116	14,116
経常利益		2,327,484
特別利益		
損害補償損失引当金戻入額	18,126	
抱合せ株式消滅差益	1,574	19,701
特別損失		
固定資産売却損	1,775	
関係会社株式評価損	12,599	
損害補償損失引当金繰入額	64,435	78,809
税引前当期純利益		2,268,376
法人税、住民税及び事業税	635,684	
法人税等調整額	48,076	683,760
当期純利益		1,584,615

(注) 金額単位は千円未満を切り捨てて記載しております。

株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
				別途積立金	繰越利益 剰 余 金			
2020年1月1日残高	520,000	300,120	38,500	13,170,000	4,877,520	18,086,020	△459,142	18,446,998
事業年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当					△487,385	△487,385		△487,385
当 期 純 利 益					1,584,615	1,584,615		1,584,615
自己株式の取得							△354,278	△354,278
株式給付信託による 自己株式の処分							6,869	6,869
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）								—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	1,097,230	1,097,230	△347,409	749,821
2020年12月31日残高	520,000	300,120	38,500	13,170,000	5,974,751	19,183,251	△806,551	19,196,819

	評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	
2020年1月1日残高	538,873	18,985,871
事業年度中の変動額		
剰 余 金 の 配 当		△487,385
当 期 純 利 益		1,584,615
自己株式の取得		△354,278
株式給付信託による 自己株式の処分		6,869
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）	△27,127	△27,127
事業年度中の変動額合計	△27,127	722,693
2020年12月31日残高	511,746	19,708,565

(注) 金額単位は千円未満を切り捨てて記載しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月19日

株式会社N J S
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	浅 山 英 夫	Ⓔ
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	安 達 博 之	Ⓔ
業 務 執 行 社 員			

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社N J Sの2020年1月1日から2020年12月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

以 上

[illegible]

株主総会会場ご案内図

会場

東京都港区芝浦一丁目1番1号

浜松町ビルディング 14階 当社会議室



交通の
ご案内

JR 山手線・京浜東北線／モノレール「浜松町駅」南口 から徒歩7分

都営大江戸線／浅草線「大門駅」B2 出口から徒歩12分

ゆりかもめ「日の出駅」西口 から徒歩10分

